

令和8年2月 守口市教育委員会定例会

○日 時 令和8年2月2日(月)

午後3時34分～午後4時57分

○場 所 守口市役所 6階 教育委員会会議室

○出席者

教育長 田 中 実

教育委員

教育長職務代理者 杉 岡 佐 緒 理

委 員 中 野 澄

事務局等

教育部長 高橋 幸司 学校教育指導監 原田 英和

教育部次長 瀬尾 邦雄 教育総務課長 水野 敦夫

学校教育課長 中西 崇介 保健給食課長 鈴木 将巳

教育センター長 間宮 大輔 学校教育課参事 森尾 輝義

教育総務課長代理 巽 陽子 学校教育課長代理 山口 喜孝

学校教育課主幹 赤城 敬二 教育センター主幹 安田 勇輝

教育総務課主任 鮎谷 尚 保健給食課主任 浦畑 怜子

保健給食課主任 西山 将司 生涯学習・スポーツ振興課主任 河野 弘貴

○付議事件

議案第4号 守口市中学校給食調理業務委託事業者プロポーザル選定委員会条例案  
についての意見

議案第5号 令和7年度教育費補正予算案についての意見

議案第6号 令和8年度教育に関する予算についての意見案

議案第7号 義務教育学校「八雲学園」の校章について

- 議案第 8 号 守口市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 議案第 9 号 令和 8 年度守口市立学校長等任命の内申案について
- 協議事項 1 令和 8 ～ 1 2 年度 めざす守口の教育（案）について
- 協議事項 2 守口市学校教育情報化推進計画（案）について
- 報告事項 1 守口市立図書館の運営状況についての現状の評価等に係る答申について

開会 午後 3 時 3 4 分

○田中教育長 ただいまから教育委員会の定例会を開会いたします。

日程第 1、「会期について」、お諮りいたします。

本日の定例会議は、午後 5 時半までといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中教育長 異議なしと認め、午後 5 時半までといたします。

日程第 2、「会議録署名委員の指名について」です。

本日の署名委員は杉岡委員を御指名申し上げます。よろしくをお願いします。

次に、日程第 3、「前回会議録の承認について」をお諮りいたします。既に委員の皆様には、11 月 12 日に開催されました教育委員会 11 月臨時会会議録（案）、11 月 17 日に開催されました 11 月定例会会議録（案）及び 12 月 12 日に開催されました 12 月定例会会議録（案）を配布いたしております。原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中教育長 異議なしと認め、教育委員会 11 月臨時会会議録（案）、11 月定例会会議録（案）及び 12 月定例会会議録（案）については承認することといたします。

次に、守口市教育委員会会議規則第 19 条に基づき、会議の運営についてお諮りいたします。以降の審議の順序及び方法についてです。

日程第 9、議案第 9 号の「令和 8 年度 守口市立学校長等任命の内申案について」は、人事案件でございますので、全ての議題が終了した後に関係者のみで秘密会にて審議することといたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○田中教育長 異議なしと認め、議案第 9 号については、全ての議題が終了した後

に秘密会にて審議することといたします。

日程第4、議案第4号「守口市立中学校給食調理業務委託事業者プロポーザル選定委員会条例案についての意見」を議題といたします。

議案の説明をお願いします。

○鈴木保健給食課長　それでは、議案第4号「守口市立中学校給食調理業務委託事業者プロポーザル選定委員会条例案についての意見」につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書1ページから3ページを御参照ください。

本条例につきましては、令和7年5月の教育委員会定例会において、御意見を頂戴したのですが、令和7年度当初予算編成過程において、実施スケジュールを見直す必要が生じたことから、再度、御意見を頂戴するものでございます。

さて、本市では、令和7年3月に「守口市立中学校等給食実施方針」を策定し、中学校等給食における全員喫食制の導入に向け、鋭意取り組んでいるところでございます。

今般、本方針に基づき、令和9年度2学期からの給食提供開始を目指して、中学校におけるデリバリー方式による給食調理業務委託事業者を、新たに選定する必要があります。

つきましては、その実施に際し、民間事業者のノウハウ等を活用し、よりよい事業展開を図ることとして、公募型プロポーザルによって事業者を選定するため、学識経験者等から構成される本委員会を設置しようとするものでございます。

それでは、条文に沿って御説明いたします。

議案書2ページを御参照ください。

初めに、第1条は、本委員会を、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく、市長の附属機関として設置することとし、第2条では、その所掌事務を定めるものでございます。

第3条から次のページの第7条までは、本委員会の委員構成や、委員長等の選出方法、その職務及び会議等について、それぞれ定めるものでございます。

なお、附則でございますが、第1項は施行期日を令和8年4月1日からとし、第2項は本条例を令和9年3月31日限りで失効させるものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○田中教育長 説明が終わりました。

ただいまの内容について、御意見・御質問等がございましたらお願いいたします。

○中野委員 第3条の委員の方々の具体的なイメージを教えてくださいませんか。

○西山保健給食課主任 予定しております委員ですけれども、まず1号委員、学識経験者として、教育行政や給食調理に係る衛生管理等に知見のある大学教授の2名、また2号委員、市の職員として、教育部長、企画財政部長を想定しております。

また、3号委員として、会計士または税理士及び弁護士の2名、以上合計6名を想定しております。

○田中教育長 ほか、よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見・御質問がないようですので、採決いたしたいと思えます。

議案第4号につきましては、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中教育長 異議なしと認め、議案第4号につきましては、原案どおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第5号「令和7年度教育費補正予算案についての意見」を議題といたします。

議案の説明をお願いします。

○水野教育総務課長 それでは、議案書4ページから9ページを御参照願います。

本市教育委員会においては、八雲中学校区義務教育学校建設工事について、令和7年度中の契約に向け、入札を2回実施いたしました。いずれも応札者なしの不調となりました。これを受け、現在工事費の再積算業務委託を実施しており、当該業務が完了するまでは入札を再度実施できないため、今年度中の契約見込みが立たないこととなりました。

債務負担行為及び継続費については、認定年度に契約ができない場合、翌年度以降の予算を維持することが制度上できないため、令和7年度予算については廃止する必要があります。

このことから、当該事業に係る歳入歳出予算及び債務負担行為並びに継続費の減額補正をするものです。

5ページから6ページにかけて、補正する内訳を記載しております。

歳入予算は、全て建設工事に係る国の負担金及び補助金で、総額8億3,962万円を減額補正するものです。

歳出予算は、(1)及び(3)が工事施工監理委託業務に係る委託料で、令和7年度から9年度までの債務負担行為を設定しており、総額2億3,584万円を減額補正するものです。

(2)及び(4)が建設工事に係る工事請負費で、令和7年度から9年度までの継続費、総額89億1,880万円を減額補正するものです。

8ページは、債務負担行為及び継続費の補正内訳を表にしたものです。

9ページは、令和7年度分の補正予算を表にしたものとなっています。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○田中教育長 説明が終わりました。

ただいまの内容について、御意見・御質問等がありましたらお願いいたします。

○杉岡委員 期待の多い事業ですので、予定の遅れをやはり心配しております。こ

ここまで不調が続いたことについて、考えられることであつたり、今後のスケジュールなど、分かる範囲でいいので教えてください。

○鮎谷教育総務課主任　不調の原因なんですけども、やはり社会情勢の変化によりまして、これまで守口市としては同じレベルの積算基準というのをを用いて、新校を建設してきたんですけども、やはり社会情勢に応じた単価の設定が重要になってくるということでございます。現状、単価を見直して、我々としては、過去に例を見ない規模の予算設定をさせていただく予定となっております。人員不足等、社会的な情勢もあると思うんですけども、何とか次の、来年度補正予算では契約できるように努めてまいりたいと思つているところです。

現状のスケジュールとしては、予算計上のタイミングであるとか、公告のタイミングとかを勘案しますと、開校につきましては、令和10年度の2学期になる予定でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○田中教育長　今の時期が出ましたけど、スムーズにいけばということでもいいんでしょうか。

○鮎谷教育総務課主任　教育長おっしゃるとおりでございます。想定議案提出時期並びに議決、さらに公告、入札ですね。そこまでのスケジュールが全て段取りよくいった場合に、最短で令和10年の2学期という形でございます。

以上でございます。

○田中教育長　ありがとうございます。

ついでに、今回予算を全部なくしますっていう議案なんですけども、これ、予算がなくなったように感じるんですが、それはいつどんなふうにして計上されるのか、ちょっと分からないので教えてください。

○鮎谷教育総務課主任　現状、先ほど申し上げたとおり、工事の単価を含めまして、再積算業務を委託しております。こちらが完了し、次の工事費用を具体的に幾らにするかというのが決まり次第、令和8年度予算に補正予算を計上するんですが、今のと

ころのもくろみといたしましては、令和8年度当初予算の補正を計上させていただくという形ですので、2月議会に補正第1号として提出する予定でございます。

以上でございます。

○田中教育長 再積算が済んで、スムーズに進めばということだと思いますので、よろしくをお願いします。

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見・御質問がないようですので、採決したいと思います。

議案第5号につきましては、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中教育長 異議なしと認め、議案第5号につきましては、原案どおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第6号「令和8年度教育に関する予算についての意見案」を議題といたします。

議案の説明をお願いします。

○水野教育総務課長 それでは、議案書10ページから16ページを御参照願います。

今般、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、歳入歳出予算のうち、教育に関する事務に係る部分について、守口市長から教育委員会の意見の聴取があったため、意見を提出しようとするものです。

初めに、市全体の次年度予算についての現状を報告いたします。

次年度の予算編成に当たっては、市の保有する様々な経営資源を最大限に活用し、行政コストを抑えつつ、市民サービスのさらなる向上を目指すため、「選択と集中」、「財源の確保」「部局内のマネジメントの強化」の3つの視点を基に取り組み、結果、要求額については、令和7年度当初予算794億円と比較して、46.2億円の減で、747.8億円、約5.8%の減となっています。

次に、教育費の予算案の具体を説明します。議案書の13ページを御参照ください。

教育費予算（案）については、表の一番右下の合計欄のとおり、総額として、64億となっております。こちらは前年度と比較しまして、前年度は120.7億円でございますので、と比べまして、約56.7億円の減、47%の減となっております。

減額の主なものは学校建設費となっております。

次に、16ページをごらんください。

こちらは、教育費予算（案）の中で、令和8年度の主要な施策・事業を臨時的経費として一覧にしたものになります。

先立って、次年度の主要施策について、教育委員の皆様でも御協議いただき、事業の査定の進捗についても御報告申し上げていたものでございますが、教育に関するものは7事業となっております。総額として、約1.6億円となっております。

以上、簡単な説明ではございますが、令和8年度の教育に関する予算案について、異議はないものとして、意見を提出しようとするものです。御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○田中教育長　説明が終わりました。

ただいまの内容について、御意見・御質問がありましたらお願いいたします。

特に御意見・御質問がないようですので、採決いたしたいと思います。

議案第6号につきましては、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田中教育長　異議なしと認め、議案第6号については、原案どおり決定いたしました。

次に、日程第7、議案第7号「義務教育学校「八雲学園」の校章について」を議題といたします。

議案の説明をお願いします。

○水野教育総務課長　それでは、議案書17ページから27ページをごらんいただ

きますようお願いいたします。

21ページから27ページにある意見書が八雲中学校区学校運営協議会から提出されました。従来、学校統合の際には、対象となる地域から、保護者、学校、地域の代表をメンバーとした統合校連絡会を組織し、地元主体で校名や校章・校歌の候補を選定し、教育委員会が決定するという手法を取ってまいりました。

八雲中学校区においては、統合校連絡会の担ってきた役割を、学校運営協議会が積極的に担っており、令和6年11月には校名を「八雲学園」とする意見書が提出され、同月に教育委員会定例会で議決をいただきました。

今般、同協議会から、「義務教育学校「八雲学園」の校章に関する意見書」が提出されましたので、事務局での検討を踏まえ、その採否について御決定いただこうとするものです。

それでは、内容について御説明してまいります。

学校運営協議会から提出された校章候補は18ページのとおりです。

デザインのコンセプトとしまして、東に生駒山系、西に六甲山系、目の前に広がる大河淀川の豊かな自然環境を校章にあしらっています。

山の3つのピークは、「旧下島小学校、八雲中学校、八雲小学校」を表し、淀川の穏やかな水面の様子を表現し、周囲には守口市の木「くすのき」の葉と木の実をあしらひ、地域の大人たちと子どもたちのつながりを表しています。

子どもたちには、人とのつながりを大切にしながら「くすのき」の特徴である「寿命が長く、強健で、雄大な姿」のごとく、強くたくましく成長してほしい、そのような願いが込められています。

周囲を取り囲むくすのきの葉と木の実の数にも意味がございまして、葉の数は22枚、これは地域の大人たちを代表する「学校運営協議会のメンバーの総数」を意味しております。木の実の数10個、それからプラス10個というのは「十人十色」という意味を表しています。

「八雲」の書体は「麗流隸書」であり、その隸書体は、ときに厳格に、ときに柔軟に、多様な姿勢で子どもたちなどに向き合う教職員等の姿勢を意味しています。

19ページをごらんください。

校章候補の選定方法としまして、校区内の児童生徒、保護者、地域住民から公募いたしました。45件の応募があり、学校運営協議会において5案に絞りました。現在の八雲中学校のものと加えた6案で住民投票を実施しております。最多得票のものを候補として選定しております。ほかの5案については、27ページを御参照ください。

教育委員会事務局での検討としまして、学校統合における学校運営協議会の位置づけを再確認し、校章候補の選定方法について、従来同様の公平性を担保しているものと考えています。

校章の採用可否について、新校が地元で愛され、地域の新たなシンボルとして根づいていくためには、地域の思いは重要であると考えています。その点、校名に引き継ぎ、地域が主体的に校章候補を選定したことは、まさに学校運営協議会の本旨を満たすものであり、本市教育委員会が目指す「地域とともにある学校」の姿にも合致します。

加えて、意見書にもあるように、校章決定のプロセスにおいて、子どもたちや地域が新しい学校づくりに主体的に関わる契機となったことは、今後の学校運営にとって非常によい取組であり、開校後の学校文化の基盤として大切にしていけるべきものです。

教育委員会事務局では、これらを形として残すという意味でも、この校章候補は、統合校にふさわしいものであると判断し、原案を採用することは適当であると考えています。

なお、校章候補の決定に当たっては、デザインに込められた思いについても、選定された重要な要素であることが、学校運営協議会内で分析されていることから、デザインコンセプトについても原案どおりとするのが適当であると考えています。

今後、令和8年2月14日に、当該地区において教育フォーラムが予定されており、

本日御議決をいただければ、その場で新校の校章を発表したいという御意向を伺っています。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、御審議の上、御決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○田中教育長 説明が終わりました。

ただいまの内容について、御意見・御質問等がございましたらお願いいたします。

○中野委員 校章を決めるに当たって、地域の方とか様々な方に参画いただいているのはとてもいい取組やと思います。その上で、もし分かっておられたら教えていただきたいんですけど、投票はどれぐらいの人数の投票があったのでしょうか。

○水野教育総務課長 詳細の数字までは今出て来ないのですが、投票は480票ほどございまして、トップは180票ほどを取ったと校長先生からお伺いしました。

○杉岡委員 皆さんの思いが込められたすてきなデザインが選ばれたなというふうに思いました。私も、この最終候補に残った6案を見させていただいたときに、この選ばれたデザインがいいなというふうに思いました。

今後の参考までにお聞かせいただきたいんですが、住民投票のこの案内が掲載されている学校運営協議会の協議会だよりですかね。こちらは、全校児童生徒に配布のほか、どこかに配布されたとか、設置されたとか、何かもし情報があれば教えてください。

○水野教育総務課長 お聞きしておりますのが、当然校区の子どもたちを通じて保護者の方に配布し、あと学校運営協議会に各コミュニティの会長もいらっしゃいます。そのコミュニティを通じて、地域にも周知はしていただいたとお聞きしております。

以上です。

○田中教育長 ほか、よろしいですか。

では、ほかに御意見・御質問がないようですので、採決いたしたいと思います。

議案第7号につきましては、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中教育長 異議なしと認め、議案第7号につきましては、原案どおり決定いたしました。

次に、日程第8、議案第8号「守口市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

議案の説明をお願いします。

○河野生涯学習・スポーツ振興課主任 それでは、議案第8号「守口市文化財保護審議会委員の委嘱について」、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の28ページから29ページを御参照願いたいと存じます。

守口市文化財保護審議会委員につきましては、守口市文化財保護条例第32条及び同条例施行規則第17条の規定に基づき、6名の委員を委嘱しておりますが、令和8年3月31日をもちまして、現在委嘱しております委員の任期が満了となることから、新たに、議案書29ページに記載の候補者につきまして、委員として委嘱させていただこうとするものでございます。

なお、現在の6名の委員のうち、5名の委員は継続とし、文化財愛護活動の経験を有する方としまして、守口市文化財研究会の橋本隆夫氏を新たに委員として委嘱させていただこうとするものでございます。

任期につきましては、守口市文化財保護条例施行規則第17条第3項の規定に基づき、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間とさせていただくものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○田中教育長 説明が終わりました。何か御意見・御質問はございませんか。

では、御意見・御質問ないようですので、採決いたしたいと思っております。

議案第8号につきましては、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中教育長 異議なしと認め、議案第8号については、原案どおり決定いたしました。

次に、協議事項に入ります。

協議事項1「令和8年度～12年度 めざす守口の教育(案)について」の説明をお願いします。

○中西学校教育課長 それでは、御説明いたします。

令和8年度を迎えるにあたり、「めざす守口の教育」を策定するため、本日は案の説明をさせていただき、御協議いただいた上で、3月定例会にて議案として提出し、御決定賜りたいと考えております。

では、内容について、御説明いたします。配付いたしました「令和8年～12年度 めざす守口の教育」(R6、7比較資料)及び議案書32ページ以降をごらんください。

まず、34ページ、1「策定にあたって」では、「めざす守口の教育」の位置づけを示しております。

議案書35ページ、2「教育理念」では、守口市が掲げる教育理念を実現するために、教育大綱の3つの基本方針のもと、守口の教育を推進することを示しています。

議案書36ページ、3「計画期間」では、大綱と期間を合わせることで、4では、重点項目の取組と基本方針の関わりを体系表として示しています。

議案書37ページからは、12の重点項目について示しており、それぞれ「取組」とその目標、そして目標を達成するための方策を上げております。また、「取組」の多くに、現状値から5年後、または5年間の目標値を設定しています。

それでは、重点項目の内容について、御説明いたします。

重点項目1「健康・体力づくりの充実」では、学校の教育活動全体を通じた健康の保持増進及び体力の向上、家庭・地域と連携し、日常における実践を通じた生活習慣

の改善に向け、取組①として「運動の楽しさや大切さを感じ、自ら進んで運動する子どもの育成」、取組②として「健康を保持・増進する生活習慣づくり」を上げ、それぞれに目標、目標値と方策を設定しています。

重点項目2「安全・安心な環境づくりの推進」では、学校の危機管理体制と安全管理体制の確立に向け、取組①として「自他の安全を守ることができる子どもの育成」、②として「教職員の安全に関する意識・対応能力の向上」、③として「安全確保に向けた家庭・地域・関係機関との連携」、④として「安全安心な学校給食の提供」を上げ、それぞれに目標、目標値と方策を設定しています。

重点項目3「授業改善の推進」では、児童生徒が主体的に学習に取組、デジタル学習基盤の活用を前提とした「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、また学習の基盤となる資質・能力の育成に向け、取組①として「自ら学びに向かう子どもの育成」、②として「すべての子どもたちにとって「わかる・成長できる」ことをめざす授業づくり」、③として「デジタル学習基盤の活用を前提とした探究的な授業づくり」、④として「情報活用能力の育成」、⑤として「夜間学級における学びの保障」を上げ、①から④に目標、目標値と方策、⑤に目標、方策を設定しています。

重点項目4「自立した学習者の育成」では、自己調整しながら学ぶ力及び生涯にわたり主体的に学び続ける自立した学習者の育成と日常的に本を読んだり、学校図書館を利活用したりする習慣の確立に向け、取組①として「家庭学習習慣の定着」、②として「読書習慣の定着」を上げ、それぞれに目標、目標値と方策を設定しています。

重点項目5「支援教育の充実」では、全ての児童生徒が共に学び、共に育つ教育を基本とし、その可能性を最大限に伸ばすことができるよう、取組①として「個に応じた支援の充実」、②として「支援教育の充実に向けた教職員の指導力向上」を上げ、それぞれに目標、目標値と方策を設定しています。

重点項目6「人権教育の充実」では、自他を尊重できる集団づくりやあらゆる偏見差別をなくすための様々な人権教育に関する指導に向け、取組①として「自己肯定感、

自己有用感の向上」、②として「日本語指導が必要な児童生徒への支援」、③として「多文化共生教育の推進」を上げ、それぞれに目標、目標値と方策を設定しています。

重点項目7「道徳教育の充実」では、豊かな人間性を育むため、取組①として「『考え、議論する道徳』の授業づくりの推進」を上げ、目標、目標値と方策を設定しています。

重点項目8「生徒指導、キャリア教育の充実」では、全ての児童生徒が社会的資質・能力を身につけ、協働的、主体的に学ぶ中で自ら人生を舵取りする力を獲得できるよう、取組①として「夢や志を持ち、よりよい社会や自己の成長に向けてチャレンジする姿勢の育成」、②として「自他を尊重し、違いを認め合う意識・態度の育成」、③として「不登校児童生徒への支援」、④として「学校いじめ防止基本方針に基づく取組の徹底」、⑤として「相談体制の充実」を上げ、①②④⑤に目標、目標値と方策、③に目標と方策を設定しています。

重点項目⑨「学校経営の改善」では、様々な教育課題の解決のため、取組①として「学校経営計画に基づく学校運営の推進」、②として「教員が子どもと向き合う時間の確保」を上げ、それぞれに目標、目標値と方策を設定しています。

重点項目10「教職員の資質の向上・研修の充実」では、教職員が主体性と協働性を発揮し、探求的に学び続けることができ、また教育公務員としてふさわしい行動が取ることができるよう、取組①として「学び続ける教職員の育成」、②として「教職公務員としての意識の醸成と法令順守の徹底」を上げ、それぞれ目標、目標値と方策を設定しています。

重点項目11「学校施設の老朽化等への対策」では、よりよい教育環境の整備に向け、取組①として「教室施設の老朽化が進む学校の計画的な整備・改修」を上げ、目標と方策を設定しています。

重点項目12「社会教育の振興」では、図書サービスの充実を図り、心豊かで自立した社会教育の実現及び文化財の保存・活用の推進のため、取組①として「市民によ

る図書館利用の拡大」、②として「文化財を身近に感じられる機会の提供及び魅力資源としての保存と活用」、③として「青少年育成指導員連絡協議会と協力しながら実施している行事の活性化」を上げ、それぞれに目標、目標値と方策を設定しています。

以上、令和8年～12年度「めざす守口の教育（案）」の説明といたします。

今後につきまして、本日、御協議いただいた上で、お気づきの点がございましたら、御意見をいただくとともに、2月17日火曜日までに学校教育課までメールにて御意見をいただきたいと考えております。

また、3月3日、校長会でも御意見をいただく予定としており、3月27日金曜日、3月定例会にて、御決定賜りたいと考えております。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、御協議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○田中教育長 説明が終わりました。

ただいまの内容について、今の時点でお気づきの点、御不明な点がありましたら、御意見・御質問をお願いいたします。

○杉岡委員 重点項目4「自立した学習者の育成」の取組②「読書習慣の定着」というところ、冊子で言うと13ページなんですけども、方策に常時開放を実施しますとあって、③に毎日開放の実施というのがあるんですけど、常時開放と毎日開放の言葉の違いを教えてください。

○中西学校教育課長 常時開放につきましては、基本図書館、図書室に鍵をかけずに、常に子どもたちがいつでも図書室に訪れることができると、そういう図書館を目指しているというところなんです。ただ、全ての学校ですぐに実施してほしいと依頼をしても、安全管理ですとか、そういう課題感がありますので、なかなか全ての学校ですぐにというわけにはいかないかと思えます。

③の毎日開放については、図書ボランティアや学校司書、そういう方がいらっしゃる間に毎日開放して、休憩時間であるとか、そういう時間に児童が来館をできるよう

にするというところで、意味としては違うものとなっております。

○田中教育長　つまり、毎日開放は、見守りとか管理する人がいるときは毎日開放している。常時開放は、そういった方々がいらっしゃらなくても、無人開放している状態という、そういう違いがあるということですかね。

○中西学校教育課長　教育長おっしゃるとおりでございます。

○杉岡委員　何となく言葉の意味は分かったんですけど、①の常時開放を実施しますと書いてあるけれども、これはじゃあ今すぐにそうするというわけではなくて、それを目指すという意味合いの言葉ということではよろしいですか。

○中西学校教育課長　おっしゃるとおりで、書き振りを検討するべきところもちょっとあるかなとは思いますが、この計画自体が5年間の計画ですので、5年間かけて常時開放というのを目指していきたいというところでの記載となっております。

○中野委員　目標と目標値でちょっと今気になるところを2つ質問させてください。

まず1つ目は、いただいた冊子の7ページ、重点項目2「安全・安心な環境づくりの推進」の取組の③「安全確保に向けた家庭・地域・関係機関との連携」の目標が、「児童生徒の生命や身体の安全を守るため、家庭・地域と連携した安全対策を講じている学校の割合100%を維持する」ということで、今までもやってこられたということなんですけど、これはどうやって調べてるんですかね。まず、それを教えていただけますか。

○中西学校教育課長　こちらは「めざす守口の教育」に関わるアンケートを学校に対して行ってございまして、これは児童生徒もそうなんですけど、学校が地域等々と連携していると回答している割合が100%という意味でございます。

○中野委員　ということは、方策の①から⑤を必ずやるとは限らないということですね。

○中西学校教育課長　まず、①から⑤は学校へ確認はしてございまして、それを踏まえた上で、この安全対策を講じているかどうかということを学校が判断をして回答し

ているということになります。

○中野委員　例えば、①はやってないけど、②③④⑤はやっていれば、校長先生の御判断として、安全対策を講じてるだろうということになるのですね。

○中西学校教育課長　おっしゃるとおりでございます。

○中野委員　ほかのところはちゃんとこういう文言でやりますというようなことは書いてるので、例えば①②③④⑤の全てをやっているとか、あるいは学校がやったっただけでは済まないような話がいっぱいあるのでね、家庭や地域・関係機関とのネットワーク構築を目指すということであれば、何かもう少しこの目標のところの方策とをつなげられたらなというふうに思っています。

それからもう一つ、同じようなことで言えば、重点項目5、支援教育の充実のところ、目標に「障がいある児童生徒が適切な支援を受けている割合100%を維持する」ということで言うと、これはどうやって調べるんですか。

○中西学校教育課長　この方策①から④、これも常に取り組んでおるというところで、確実に実施をしております。ですので、障がいのある児童生徒が適切な支援を受けているということで100%というふうに考えております。

○中野委員　今課長の御説明でいくと、ここは方策の①から④を全てやってるんかっていうことのチェックが入るということですよ。方策①から④を各校の状況に応じて取り組んでいると入れていただくと、関連が分かって、100%というのはそういうことだとわかるはず。目標と方策とがどうつながっていて、100%となれば方策がクリアできてるといようにつなげていただければ見やすいかなと思います。今気づいたのは2点です。

○田中教育長　それでは、先ほど課長の説明がありましたように、2月17日までに意見をいただきたいということですので、お気づきの点がございましたらお願いをいたします。

次に、協議事項2「守口市学校教育情報化推進計画（案）について」の説明をお願い

いします。

○間宮教育センター長 協議事項2「守口市学校教育情報化推進計画（案）」につきまして、御説明申し上げます。

議案書59ページから76ページを御参照いただきますようお願いいたします。

本計画は、「学校教育の情報化推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき、本市における教育の情報化の基本的な考え方と進むべき方向性を明らかにするとともに、Society 5.0の到来や生成AIの普及といった最新の社会情勢を踏まえ、具体的な取組を体系化するものです。

現行の計画は、令和5年度より3年間の計画となっていることから、令和8年度からの計画の改定に際して御意見を頂戴するものです。

今回の更新に当たっては、大きく2つの見直しを行っております。

第1に、施策の体系を国の学校教育情報化推進計画の項立てに準じて整理し直したことです。これにより、国の政策との連動性をより明確にいたしました。

第2に、全体の文言を抜本的に精査簡潔化したことです。現行の計画をより要点を絞った記述に再編し、現場の教職員や市民の皆様にとってより分かりやすい内容へと改善いたしました。

概要でございますが、60ページ、序論では、教育理念の実現に向け、教育DXを不可避なものとして推進する趣旨を示しております。

本計画は、「第6次守口市総合基本計画」や「第3次守口市教育大綱」を踏まえた「めざす守口の教育」と併せて、本市の教育施策を推進するものの行動計画となるものです。

また、計画期間については、国の計画が令和4年12月策定から5年間の計画とし、3年をめぐり見直しを行うものとされていることから、本市においては令和8年度から5年間の計画とし、3年後に見直す計画としております。ただし、国等の政策の見直しや、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて推進計画の見直しを行うこととい

たします。

61ページ、62ページでは、守口市の情報化の現状とICTの活用の実現をめざす学校像を参考となる指標とともに、①自立した学習者の育成、②教職員のICT指導力、③安心・安全なデジタル環境、④次世代の校務DXの4項目に整理して記載しています。

64ページからの具体的な施策につきましては、国の指針に対応するように、①ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成、②教職員のICTの活用指導力の向上と人材の確保、③ICTを活用するための環境の整備、④ICT推進体制の整備と校務の改善の4項目に整理して記載しております。

これらにより、児童生徒の個別最適な学びの保障と教師が教師にしかできない仕事に集中できる環境づくりを一体的に進めてまいります。

この案に対する御意見をいただいた後、3月教育委員会定例会にて御決定賜りたいと考えております。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

○田中教育長      ありがとうございます。説明が終わりました。

ただいまの内容について、御意見・御質問がございましたらお願いいたします。

○中野委員      今、国の指針に対応してるということでお伺いしましたけれど、ちょっと確認も含めてですが、67ページの「いじめ・自殺・不登校等の対応の充実」っていうふうに書いてる、この言葉は国の指針の中にこういうふうに書かれてるということでしょうか。

○間宮教育センター長      中野委員おっしゃるとおりです。

○中野委員      項目の中に入っている言葉というのは、教育委員会事務局のほうで考えられているということでしょうか。

○間宮教育センター長      それぞれの項立てに関しての文言は国の指針をそのまま採

用して、その中身に関する項立てに関しては市のほうで考えております。

○中野委員　　ということは、先ほどのいじめ・自殺・不登校等の対応の充実の中で、その項立てとして、「早期発見と個に応じた支援」というところまでは国の指針のままに書かれていて、その後を守口市は考えられてるのかどうかというのが1つと、それから、一旦そういうふうにならぬかでは使った文言というのは再掲されないのか、それとも再掲もされるのかということについて、合わせて教えていただけますか。

○間宮教育センター長　　中野委員おっしゃるとおり、いじめの項目に関しては、4の「いじめ・自殺・不登校等の対応の充実」、そこは国の文言ですが、国の情報化推進計画の中では、この「早期発見と個に応じた支援」という項目のタイトルはついておらず、内容に関してはこの「早期発見と個に応じた支援」のことが書いてあるというところで、守口市の計画としては見やすくするために、それをタイトルとして上げています。国の計画自体もこの「早期発見と個に応じた支援」という文言がそこに書いてあり、中身は市のもので文章を起こしております。

再掲のことは、国の計画の中では再掲ということも実際にはあるんですが、今の計画の中では再掲ということはしておりませんが、例えば不登校の項に関しては、6の「多様な学びの形に寄り添う教育の保障」というところで、国もここでは不登校のことに触れつつ書いていますので、ちょっとまたがる部分はあるとは考えております。

○中野委員　　分かりました。じゃあその上で、幾つか意見を述べさせてもらいたいと思います。

例えば、4「いじめ・自殺・不登校等の対応の充実」という項目と、6「多様な学びの形に寄り添う教育の保障」という意味で言えば、この4というのがあまりにも漠然とし過ぎていて、少なくとも6ぐらいのところまで書き込まないかんやろというふうに思ってます。それがやはり国の指針を優先するということであると、ちょっと国の指針の文言が荒いんじゃないかと。

例えば「いじめ・自殺・不登校等の対応の充実」って聞くと、自殺の対応の充実って何なんや思うわけです。だから本当は自殺防止に向けたなんですよ。ところがこれ、いじめ・自殺・不登校というふうに何となく一つにまとめて、生徒指導の課題とかそういうものに対してのICTは有効ですよと言いたい。対応の充実までがICTで受けられるのか、もし受けるとしたら、何もそれをやればいじめが防げるとか、そんなにピンポイントで効果があるものではなくて、むしろさっきの6番とかに上げるものも含めて、総合的にやることによって、支援が充実されるんですよ。生徒指導上の課題や、不登校を一つの切り口にするのであれば、再掲していただいて、実はほかでやってることが結果としていじめの減少や不登校の防止や、あるいは何か自立支援とか、あるいは自殺の防止につながるというストーリーで入れていただくということを御検討いただければと思います。

○間宮教育センター長 中野委員おっしゃるとおり、4の「いじめ・自殺・不登校等の対応の充実」については、国の計画もこの「早期発見と個に応じた支援」という1項目しか載っておらず、それ以外書いてませんので、再掲の部分もちょっと検討しつつ、このタイトルも再考したいと思いますので、また御意見いただきたいと願います。

○田中教育長 それでは、意見・質問については以上ですので、これも2月17日まででしょうか。

○間宮教育センター長 「めざす守口の教育」と同様に連絡いただけたらと思います。

○田中教育長 それでは、次に、報告事項に入ります。

報告事項1「守口市立図書館の運営状況についての現状の評価等に係る答申について」の説明をお願いします。

○河野生涯学習・スポーツ振興課主任 それでは、報告事項1「守口市立図書館の運営状況についての現状の評価等に係る答申について」、御報告申し上げます。

資料の77ページから108ページを御参照くださいますようお願いいたします。

守口市立図書館につきましては、市民が「集い・学び・交流する」施設として、令和2年6月に開館し、この間たくさんの方に御利用いただいております。

図書館については、図書館法第7条の3において、運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき、図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずると規定されているほか、「守口市立図書館運営方針」にも点検・評価の徹底及び公表を明記していることから、図書館運営を評価し、今後の図書館運営に反映させることが必要となっております。

このことから、守口市立図書館の運営状況に関する評価等について、社会教育分野の知見を活用するため、守口市社会教育委員会議に対し諮問を行い、令和8年1月19日付で答申を拝受したことから、御報告させていただくものでございます。

評価の方法としましては、守口市立図書館の指定管理者から提出されました事業報告書等を参考に、社会教育委員の皆様から指定管理者にヒアリングし、各評価項目ごとに御意見を頂戴したものでございます。

評価表につきましては、79ページ、80ページを御参照ください。

その評価表の一番左に記載しております大項目ごとに主な意見を御報告させていただきます。

まず、『1 図書館サービスの充実』では、「来館者数や貸出冊数・件数が継続して増加しており、子どもや高齢者だけではなく、幅広い年齢層に対応した取組を実施することができている点が評価できる」などの御意見を頂戴しております。

『2 学びと課題解決を支援する図書館』では、「ビブリオバトルや文楽講座など、入門的なものだけではなく、専門性の高い図書館活動を実施することで、利用者の支援につながっている点が評価できる。今後も利用者の学びにつながる様々な講座の実施を検討されたい」などの御意見を頂戴しております。

『3 子どもの読書活動を推進する図書館』では、「学校の図書館見学や職場体験

については、子どもたちが図書館や読書に関心を持つきっかけとなり、将来の職業としての意識づけにもつながることから、学校との連携を強化し、引き続き広く受入れを実施されたい」などの御意見を頂戴しております。

『4 効果的・効率的な運営体制の図書館』では、「今後のさらなる発展に向けて、図書館へ来館しにくい方へアプローチしていくなど、アウトリーチに関する取組を期待している」などの御意見を頂戴しております。

最後に、『その他』では、「施設のバリアフリー化の状況をもう一度確認し、誰もが利用しやすい環境を整えられたい」などの御意見を頂戴しております。

この報告書を図書館の指定管理者にもこの後通知し、今後の運営の参考とさせていただくものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、御報告とさせていただきます。

○田中教育長      ありがとうございます。説明が終わりました。

ただいまの報告について、何か御意見・御質問があればお願いいたします。

○杉岡委員      今御説明いただきました評価及び今後に向けての御意見の欄のところなのですが、先ほども御説明の中にあった、学校の図書館見学や職場体験の実施についてというところや、あとほかにも、小中学校においてタブレット端末を使用している電子図書館の活用に向けた取組であったり、学校司書講習会についてなど、学校との連携の強化といった御意見があったかと思います。子どもたちの読書習慣の定着アップのためにも、ぜひ一部の学校だけじゃなくて、図書館から遠いからとかも関係なく、守口市全部の学校がこういう図書館を活用して、図書好きになれるように、また御検討いただけたらなというふうに思いました。

○河野生涯学習・スポーツ振興課主任      ありがとうございます。委員おっしゃっていただきましたとおり、図書館側の目線にはなるんですけども、まずはやっぱり各学校の児童生徒の皆さんに図書館を知ってもらって、図書館がこういうところだっというをお伝えしていく。そして図書館に来館していただき、本を好きになっていた

だくということを重点的に力を入れているというところでございます。

また、令和7年度の事例になるんですけども、電子図書館は図書館で運営していますが、昨年10月、11月頃から学校の授業等でも活用できるように整備しまして、実際に今試行的に運用させていただいているというところもございますので、その辺また結果を見て、いろいろ御報告できたらなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○田中教育長　　本日は、議案第9号を残しておりますので、これより関係者のみで秘密会を行うことといたします。

関係職員以外の方には御退席をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

(秘密会)

○田中教育長　　本日の日程は以上でございます。

それでは、本日の定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会　午後4時57分